

全社地発第 201 号  
令和 4 年 7 月 22 日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
会 長 清 家 篤

## 緊急小口資金等特例貸付における償還困難者への 償還免除要件の拡大に関する要望

緊急小口資金等特例貸付（以下、「特例貸付」）については、令和 5 年 1 月から償還が始まります。この間、特例貸付の貸付件数は 330 万件にまでおよぶ一方、現在受付を行っている償還免除申請は貸付全体の 2 割程度に止まっています。

新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見えず、物価高騰も続いている状況のなか、今後、償還免除に至らない借受人の支援にあたっては、償還を先延ばしする対応を主とするのではなく、その生活再建に向けて、償還を免除することでより自立につながるよう償還免除要件（住民税非課税等）を拡大する必要があります。

また、特例貸付が 2 年半にわたろうとしている現状を踏まえるとともに、財政制度審議会の建議（令和 4 年 5 月 25 日）においては、「緊急時の対応としての役割は次第に薄れてきている」とも言われていることから、特例貸付の申請は 8 月末をもって終了とすることを改めて強く要望します。

### 記

1. 償還が困難な借受人については、償還を先延ばしするのではなく、生活再建に向けた償還免除要件（住民税非課税等）の拡大による対応としてください
2. 特例貸付の受付は令和 4 年 8 月末をもって終了としてください